

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

訓令
 ○秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(九・人事課)……………1

訓 令

秋田県訓令第九号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「において、次の表の上欄に掲げる課所」を「の総務企画部」に、「同表の下欄に掲げる内部組織において、同表の上欄に掲げる課所」を「他の部」に改め、同項の表を削る。

別表第二第一号中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、同表第四号中「ただし、企業司の職責に係る場合は、1の(5)又は(6)の項にかんじ」を削り、同表第七号(2)中「甲及び」を削り、同表第十号(3)を削り、同表第十二号を次のように改める。

12 併任	(1) 役付職員に併任する場合	秋田県事務(技術) 吏員に併せて任命する ○○部○○課長を命ずる
	(2) 役付職員以外の職員に併任する場合	秋田県事務(技術) 吏員に併せて任命する 主任を命ずる (主事(技術) を命ずる) ○○部○○課勤務を命ずる

別表第二第十三号(2)中「吏員である企業局職員及び」を削り、同表第十八号(1)及び(2)並びに第二十号(1)及び(2)中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表第二十二号(1)中「(第2項)」を削り、同表第二十三号(4)(5)(6)及び(7)中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表第二十五号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、同表第二十九号中「(○級特任に○○円を命ずる)」を削り、同表の(注)3中「総務給」を「総務の発令」に改め、同表の(注)中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までのいずれかの規定の適用を受ける職員については、級号給の次に次の発令事項を記載する。

平成18年秋田県条例第五号附則第七項(第8項、第9項)の規定により給

率○○○円を命ずる

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月二十八日(号外第六号)掲載秋田県訓令第四号(秋田県職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令)
 (原稿誤り)

一八

下

一

果樹試験場

果樹試験場、果樹試験場の分場

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsuhara@natsuharansu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄